

**小郡市立学校給食センター
整備運営事業**

審査基準書

(令和5年12月20日修正)

令和5年10月27日

小郡市

目次

第1 総則	1
1 優先交渉権者の決定方法	1
2 審査の進め方	1
3 審査結果の公表	2
第2 資格審査	3
第3 提案審査	5
1 基礎審査	5
1) 提案価格の確認	5
2) 提案書類の確認	5
2 総合審査	6
1) 提案価格の評価	6
2) 提案内容の評価	6
別表1 提案内容の評価項目及び配点	7
1 事業計画全般に関する事項	7
2 施設整備業務に関する事項	8
3 維持管理業務に関する事項	9
4 運営業務・開業準備業務に関する事項	10
5 解体業務に関する事項	11
6 既存中学校の配膳室改修業務に関する事項	11

第1 総則

1 優先交渉権者の決定方法

「小郡市立学校給食センター整備運営事業」（以下「本事業」という。）の実施においては、設計、建設、維持管理及び運営に関する専門的な知識やノウハウが求められることから、優先交渉権者の決定にあたっては、PFI 事業に期待されるコスト削減のある提案価格のほか、設計、建設、維持管理及び運営に関する提案内容、事業計画の妥当性・確実性等の観点から総合的に評価を行う公募型プロポーザル方式を採用する。

この「小郡市立学校給食センター整備運営事業審査基準書」（以下「本書」という。）は、小郡市（以下「市」という。）が公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するための基準を示すものである。

2 審査の進め方

審査は二段階の審査によるものとし、以下の手順で実施する。

ア) 資格審査：第一次審査として応募資格の有無を確認する。

イ) 提案審査：第二次審査として応募者からの提案内容を審査する。審査は「基礎審査」と「総合審査」から構成され、「基礎審査」では、提案価格及び提案内容が募集要項等に示す条件を満たしているか否かを確認する。「総合審査」では、提案価格及び提案内容を様々な視点から総合的に評価する。

資格審査及び基礎審査は市が行うものとし、総合審査は、「小郡市立学校給食センター整備運営事業者検討委員会」（以下「検討委員会」という。）が実施する。検討委員会は、有識者及び市職員で構成され、本書の基準に基づいて提案価格及び提案内容の審査を行い、優秀提案を選定する。市は、検討委員会による審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

委員は、以下のとおりである。なお、委員に異動があった場合は、後任者をもって充てるものとする。なお、検討委員会における審査は非公開とする。

〔敬称略〕

役 職	氏名	所属等
委員長	伊庭 良知	一般財団法人 国土政策研究会 理事
副委員長	片桐 義範	公立大学法人 福岡女子大学 国際文理学部 食・健康学科 教授
委 員	鮎川 透	公益社団法人 福岡県建築士会 会長
委 員	野中 文明	小郡市立宝城中学校 学校長
委 員	見城 俊昭	副市長

注) 各委員に対し、自己に有利なることを目的として接触等働きかけを行った場合、当該応募者は失格とする。

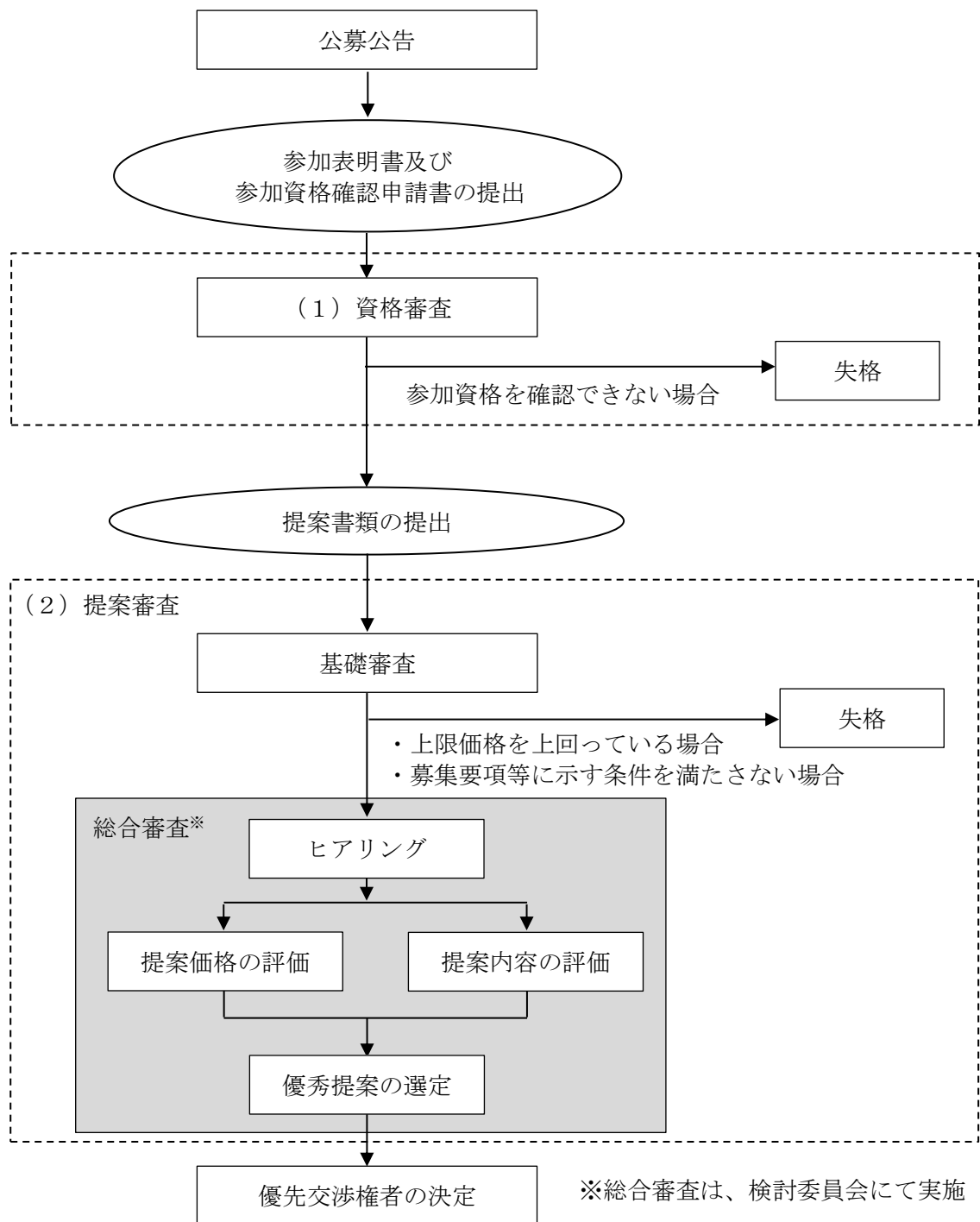


図 1 審査の進め方

3 審査結果の公表

審査結果は、各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要を市のホームページにおいて公表する。

第2 資格審査

資格審査は、応募者から提出される資格審査に関する書類をもとに、応募者が参加資格を満たしているか否かを確認する。資格審査は市が実施し、参加資格が確認できない場合は失格とする。資格審査における確認内容は下表のとおりとする。

表 資格審査における確認内容

区分	確認項目	様式 (※1)
全般 (構成員 の制限)	ア) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条の規定に該当していないこと。	様式第1号-7
	イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。	様式第1号-7
	ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申立て中又は破産手続き中でないこと。	様式第1号-7
	エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17号の規定による更生手続き開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。	様式第1号-7
	オ) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算開始の申し立てがなされていないこと。	様式第1号-7
	カ) 参加資格確認申請書を提出するときまでに直近2か年の国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。	様式第1号-6
	キ) 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にない、またこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、本事業のアドバイザー業務及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者は以下のとおりである。(※2) (ア) 日本工営都市空間株式会社 (イ) シティユーワ法律事務所	様式第1号-7
	ク) 本事業に係る検討委員会の委員及び委員と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。	様式第1号-7
	ケ) 参加資格確認申請書の提出から優先交渉権者として決定されるまでの間において、市の指名停止措置を受けていないこと。	市の 資料
	コ) 小郡市暴力団等排除条例（平成22年市条例第7号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。	様式第1号-7

区分	確認項目	様式(※1)
設計企業	ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。	様式第1号-8
	イ) HACCPに関する相当の知識を有していること。(※3)	様式第1号-8
	ウ) 複数の者で実施する場合は、ア)についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上はイ)の要件を満たすこと。	様式第1号-8
建設企業	ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建築一式工事につき、特定建設業の許可を有していること。	様式第1号-9
	イ) 平成25年度以降、募集要項公表の日までに延床面積2,000㎡以上の国又は地方公共団体が発注した公共施設の完成実績(共同企業体方式にあっては、出資比率20%以上の構成員としての完成実績)があること。	様式第1号-13
	ウ) 建設業法に従い、技術者を配置できること	様式第1号-9
	エ) 構成企業であること。	様式第1号
	オ) HACCPに関する相当の知識を有していること。(※3)	様式第1号-9
	カ) 複数の者で実施する場合は、ア)についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上はイ)からオ)までの要件をすべて満たすこと。	様式第1号 様式第1号-9 様式第1号-13
工事監理企業	ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。	様式第1号-10
	イ) HACCPに関する相当の知識を有していること。(※3)	様式第1号-10
	ウ) 複数の者で実施する場合は、ア)についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上はイ)の要件を満たすこと。	様式第1号-10
維持管理企業	ア) HACCPに関する相当の知識を有していること。(※3)	様式第1号-11
	イ) 複数の者で実施する場合は、少なくとも一者以上はすべての要件を満たすこと。	様式第1号-11
運営企業	ア) 募集要項公表の日までに竣工した2,000食/日以上を提供能力を持つドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の新築工事の調理業務の実績を有すること。	様式第1号-14
	イ) HACCPに関する相当の知識を有していること。(※3)	様式第1号-12
	ウ) 構成企業であること。	様式第1号
	エ) 複数の者で実施する場合は、少なくとも一者以上はすべての要件を満たすこと。	様式第1号 様式第1号-12 様式第1号-14
その他企業	ア) 全般(構成員の制限)にて定める事項を満たしていること。	様式第1号-6 様式第1号-7 市の資料

※1 評価対象の様式には、添付資料も含むものとする。

※2 「資本面で関連のある」企業とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている企業をいい、「人事面で関連のある」企業とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている企業をいう。

※3 「HACCPに関する相当の知識を有している」とは、HACCP対応施設の設計、建設、工事監理、維持管理、運営のそれぞれの業務に関する実績、ドライシステムの学校給食施設や民間調理施設の設計、建設、工事監理、維持管理、運営のそれぞれの業務に関する実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、HACCPに関する講習会等の受講歴等を有する者をいう。

第3 提案審査

1 基礎審査

基礎審査では、提案価格が上限価格を下回っているか否か、及び応募者からの提案内容が募集要項等に示す条件を満たしているか否かを確認する。基礎審査は市が実施し、すべての確認項目を満足できていない応募者は失格とする。

1) 提案価格の確認

提案書に記載された提案価格が上限価格の範囲内であることの確認を行う。上限価格を上回った応募者は失格とする。

2) 提案書類の確認

応募者から提出された提案書類について下表の事項を確認する。

表 提案書類の確認内容

区分	確認項目	様式
一般事項	ア) 要求した提出書類がすべて揃っていること。 イ) 指定した様式に必要な事項が記載されていること。 ウ) 提案書全体を通じ、提案内容に矛盾や齟齬がないこと。 エ) 本事業の実施に係る提案内容が、市が要求する水準及び性能に適合していること。	提案書類全般
スケジュール	オ) 運営開始が確保されるための合理的なスケジュールとなっていること（設計期間、建設期間、開業準備期間等に明らかな矛盾がないこと。）。	様式第13号-3
特別目的会社（SPC）の組成	カ) 代表企業の出資比率が出資者中最大であること。 キ) 構成企業の出資比率の合計が50%を超えること。	様式第13号-2
事業計画の妥当性	ク) 資金の調達先、調達額、調達条件（金利等）が明確であること。	様式第13号-2
	ケ) 借入金の返済能力（DSCR \geq 1.0）があること。	様式第13号-7
	コ) 提案価格において、算出根拠が明示されていること。	様式第13号-8～第13号-11

※評価対象の様式には、添付資料も含むものとする。

※DSCR（Debt Service Coverage Ratio）…各年度の元利金返済前キャッシュフローが、当該年度の元利金支払所要額の何倍かを示す比率

2 総合審査

総合審査では、検討委員会が提案価格と提案内容の二つの面から評価を行う。提案価格の評価点が30点満点、提案内容の評価点が70点満点の合計100点満点で評価する（総合審査の結果が同点となった場合には、委員の多数決により優先交渉権者を決定する。）。

なお、検討委員会は、総合審査の過程において各応募者に対しヒアリングを実施する。

ヒアリングは令和6年4月を予定しているが、詳細については提案書類受付後に、基礎審査の結果と併せて改めて市から各応募者に連絡する。

$$\text{総合評価点（満点100点）} = \text{提案価格の評価点（30点）} + \text{提案内容の評価点（70点）}$$

1) 提案価格の評価

最低価格を提示した提案に満点（30点）を付与する。それ以外の提案価格については、次式に従って得点化する。

なお、得点化の際は小数点第3位以下を四捨五入し小数点第2位までを求める。

$$\text{提案価格 A の得点} = (\text{最低の提案価格} \div \text{提案価格 A}) \times 30$$

2) 提案内容の評価

応募者からの提案内容を、「別表1 提案内容の評価項目及び配点」に基づき検討委員会の各委員が審査し採点する。採点基準は下表のとおりである。

表 内容評価の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	提案内容が優れており、具体的かつ適切な提案がされている	配点×1.00
B	具体的かつ適切な提案がされている	配点×0.66
C	要求水準を超える適切な提案がされている	配点×0.33
D	要求水準通りの提案がされている	配点×0.00

別表 1 提案内容の評価項目及び配点

1 事業計画全般に関する事項

評価項目		評価の視点	配点	様式
1	取組方針 ・事業実施体制	① 本事業の目的を正しく理解し、事業者独自のノウハウやアイデアを取り入れた優れた提案がされているか。	2点	様式第13号
		② 各構成企業等の役割及び責任分担など、事業実施体制について具体的な提案がされているか。		
		③ セルフモニタリングの方針、体制、内容、頻度等について、具体的な提案がされているか。		
		④ 市のモニタリングに対する支援・協力について具体的な提案がされているか。		
2	資金調達計画 ・長期収支計画	① 適切な収支計画に基づいた事業計画がされているか。	1点	様式第13号-2 様式第13号-6 様式第13号-7
		② 資金調達の安定性・確実性を確保する対策について具体的な提案がされているか。不測の資金需要への対応策について具体的な提案がされているか。		
3	事業 スケジュール	① 事業スケジュールは効率的かつ無理のない計画であり、実行性に優れた提案がされているか。	1点	様式第13号-3
		② スケジュール遅延に関するリスク分析及びリスク対策について優れた提案がされているか。		
4	リスク管理 (事業スケジュール以外)	① 潜在的リスクの分析や把握、業務を実施する企業間でのリスク分担、及び対応策について具体的な提案がされているか。	2点	様式第13号-2
		② リスク対応のための保険付保について適切な提案がされているか。		
5	災害対応	① 災害発生時における事業継続の対策や計画について、具体的な提案がされているか。	3点	様式第13号-4
		② その他、災害時及び事故発生時の復旧支援対応等について適切な提案がされているか。		
6	地域経済・地域 社会への配慮や 貢献	① 地域における雇用促進について具体的な提案（雇用数・雇用条件ほか）がされているか。	3点	様式第13号-4 様式第13号- 12
		② 地域企業の活用や資材等の調達について具体的な提案（発注額及び割合）がされているか。		
		③ 周辺地域への貢献（地域コミュニティとのかかわり方等）について提案がされているか。		
7	環境への配慮	① カーボンニュートラル、SDGs、DX、GX等の様々な社会的要請に配慮した具体的な提案がされているか。	3点	様式第13号-5
		② 環境負荷の低減について、客観的に把握可能な指標等が提案されているか。		
8	雇用への配慮	① 応募者は女性や障がい者の雇用に対する取り組みを行っており、そのエビデンス等が提示されているか。	1点	様式第13号-5
小計			16点	

2 施設整備業務に関する事項

評価項目		評価の視点	配点	様式
1	業務実績	① 本事業に十分な業務実績を有しているか。配置人数や体制、経験・資格等を有する人材の確保について、地域企業の活用も含め、優れた提案がされているか。	1点	様式第1号13 様式第14号
2	配置計画	① 建設予定地北側の樹木など、周辺環境を含む敷地特性に配慮した配置計画となっているか。 ② 敷地内の歩行者・車両の動線計画は、安全性と機能性に配慮した提案がされているか。また、学校関係者及び地域住民の安全性に配慮した提案がされているか。	3点	様式第14号 様式第18号 様式第18号-3
3	内部計画	① 調理作業上の安全性と効率性に配慮した提案がされているか。 ② 食材の安全性に配慮した提案がされているか。(食物アレルギー対応食を除く) ③ 食物アレルギー対応食の安全性に配慮した提案がされているか。 ④ 労働者の適切な労働環境や安全の確保について、具体的な提案がされているか。 ⑤ 予想される将来の利用形態の変容に対し優れた提案がされているか。	5点	様式第14号-2 様式第18号 様式第18号-4 様式第18号-7 様式第18号-8 様式第18号-10 様式第18号-13
4	調理設備・備品計画	① 調理設備・備品は、献立内容や提供食数、調理時間、HACCP等を考慮したものが選定されているか。 ② 調理設備は、衛生面及び作業面の安全性を考慮したものが選定されているか。 ③ 地場産食材への対応等に対する具体的な提案がされているか。	5点	様式第14号-3 様式第18号-9 様式第18号-11 様式第18号-12 様式第18号-14
5	施設、設備のメンテナンス性	① 限られた期間(夏季休業等)に施設設備の更新、メンテナンス及び工事が可能となる具体的な提案がされているか。 ② 敷設後に作業困難となる配管・高所の作業について、より短期間でメンテナンスや更新が可能な具体的な提案がされているか。 ③ ライフサイクルコスト(事業契約期間後も含む)の縮減について、具体的な提案がされているか。	2点	様式第14号-4 様式第18号-4 様式第18号-5
6	周辺の環境・景観への配慮	① 騒音、振動、臭気、排気、排水、工事車両等が周辺環境に影響を及ぼさない具体的な提案がされているか。 ② 周辺環境に調和したデザインの提案がされているか。	3点	様式第14号-4 様式第18号-2
7	施工計画、施工方法等	① 経済性や効率性を考慮した工程管理・工法となっているか。 ② 近隣住民や通学児童、周辺環境に対する配慮、安全対策について具体的な提案がされているか。 ③ 施工中も現給食センターの運営に支障がない計画となっているか。	2点	様式第14号-4
小計			21点	

4 運營業務・開業準備業務に関する事項

評価項目		評価の視点	配点	様式
1	業務実績、 運營業務 実施体制・ 品質の確保	① 本事業に十分な業務実績を有しているか。総括責任者や各責任者は、調理場の規模に見合った実務経験のある人材が配置されているか。その他の人員について適切な人数が配置され、安定して稼働するための具体的な提案がされているか。人員の配置について、どのような考え方や目的に基づいているのか、具体的に示されているか。	8点	様式第16号
		② 従業員の採用計画や人員確保について、具体的な提案がされているか。現職員や現調理員の継続雇用について、具体的な提案がされているか。		
		③ 市が行う食育の推進や学校との連携（配膳室での役割）に対する具体的な提案がされているか。		
		④ おいしい給食を提供するため、市の指摘や要望も踏まえ、業務改善を継続的に図り、運營業務の品質を確保する仕組み・モニタリングの実施体制について、適切に計画をしているか。		
		⑤ 従業員の年間研修計画及び階層別研修計画等について具体的な提案がされているか。		
2	食の安全確保	① 食中毒や異物混入の防止策及び事故後の対策はHACCPの考え方に基づき提案されているか。	5点	様式第16号-2
		② 食物アレルギー事故の防止策及び事故発生時の対応について、優れた提案がされているか。		
3	衛生管理の 徹底	① 「学校給食衛生管理基準」や「大量調理施設衛生管理マニュアル」、HACCPの考え方等に基づき、衛生管理を適正に行うための具体的かつ適切な提案がされているか。	5点	様式第16号-3
		② 衛生検査の内容、頻度等及び検査の結果不適と認められた際の対応等について、具体的かつ適切な提案がされているか。		
		③ 従業員の健康管理・衛生管理、教育・訓練について、適切に計画をしているか。		
4	配送・回収 業務、 学校配膳業務	① 安定的な配送・回収体制について、適切な提案がされているか。	3点	様式第16号-4
		② 配送・回収時の安全確保（近隣への配慮等）について具体的な提案がされているか。		
		③ 配送・回収時における交通事故、自然災害等の緊急時の具体的な対応策について、適切に計画をしているか。		
		④ 学校配膳業務について、衛生面、安全性（食物アレルギー対応食）及び各校の個別の事情も考慮した、適切な提案がされているか。		
5	開業準備	① 開業時からの円滑な給食の提供開始に向け、適切な計画（準備期間、試運転、従業員研修、試食会等）が提案されているか。	2点	様式第16号-4
小計			23点	

5 解体業務に関する事項

評価項目		評価の視点	配点	様式
1	周辺の環境への配慮	① 騒音、振動、粉塵、工事車両等が周辺環境に影響を及ぼさない具体的な提案がされているか。	1点	様式第17号
2	施工計画、施工方法等	① 経済性や効率性を考慮した工程管理・工法となっているか。	1点	様式第17号
		② 解体中も給食センターの運営に支障がない計画となっているか。		
小計			2点	

6 既存中学校の配膳室改修業務に関する事項

評価項目		評価の視点	配点	様式
1	改修計画	① 学校配膳室改修の設計が、運用上の利便性や安全性、維持管理に配慮した適切な計画となっているか。	1点	様式第17号 様式第18号-15
		② 学校配膳室改修工事の実施に係る業務遂行体制や推進方法、工程等について具体的かつ優れた提案がされているか。		
小計			1点	